

○ふじみ衛生組合職員の分限に関する 条例

(昭和35年6月20日)
(条例第16号)

改正 昭和61年5月24日 条例第6号
平成4年5月28日 条例第5号
令和元年12月9日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、降給、免職及び休職の基準、手続及び効果並びに失職の例外その他の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、降給、免職及び休職の基準及び手続)

第2条 法第28条第1項第1号又は第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、降給し、又は免職することができる場合は、勤務成績の良否又はその職に必要な適格性の有無を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務成績が不良なこと、又はその職に必要な適格性を欠くことが明らかな場合とする。

2 管理者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、降給し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任し、又は免職することができる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。

4 職員の意に反する降任、降給、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の期間)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、管理者が定める。ただし、休職の期間が3年に満たない場合において、3年を超えない範囲内でこれを更新することができる。

2 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき管理者が定める任期の範囲内」とする。

(休職の効果)

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、その休職の期間中、条例で別段の定めをしない限り、いかなる給与又は報酬も支給されない。

第5条 管理者は、第3条第1項に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

(失職の例外)

第6条 管理者は、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、特に失職しないものとすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年5月24日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年5月28日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月9日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)